

平成 2 6 年 1 月 3 0 日
2 5 (達) 第 3 9 号
(改正) 平成 2 6 年 5 月 1 5 日
2 6 (達) 第 2 5 号
(改正) 平成 2 7 年 3 月 3 0 日
2 6 (達) 第 1 7 5 号

○規制支援審議会の設置について

(設置目的)

第 1 条 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の業務のうち、原子力規制委員会がその業務を共管する安全研究・防災支援部門（以下「部門」という。）が実施する規制支援活動の中立性・透明性を確保するため、規制支援審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌業務)

第 2 条 審議会は、部門が実施する規制支援活動が十分な中立性と透明性を保つための方策の妥当性やその実施状況について、理事長の諮問に応じて審議し、理事長に答申する。

2 審議会は、前項に掲げる事項について、理事長に意見を具申することができる。

(構成)

第 3 条 審議会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員は、部門長の推薦を受けた者及び原子力規制庁の推薦を受けた者をもって構成する。

(委員長)

第 4 条 委員長は、委員の互選により決定する。

2 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第 5 条 委員は、安全研究、核不拡散・核セキュリティ、原子力防災又はコンプライアンスの分野に精通する機構外の専門家又は有識者で、次の各号のいずれにも該当しない公正な立場で審議を行うことができる者とする。

- (1) 機構の経営又は事業運営に関する企画及び立案に関する会議等に参加し、謝金を受ける者（年に数回程度行われる提案公募事業の審査等に係る謝金を受ける者は除く。）
- (2) 機構が実施する講演等に講師等として出席し、継続的に報酬を受けている者
- (3) 所属機関の常勤の役員であり、当該所属機関に対して機構から金銭提供がある者

(4) 自ら研究申請者となって機構から研究費（外部資金を除く。）の配分を受けている者（研究分担者として研究費の配分を受けている者は除く。）

2 委員は、部門長又は原子力規制庁の推薦を受け、理事長が委嘱する。

（任期）

第6条 委員長及び委員の任期は、1事業年度内の期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠の委員長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（招集）

第7条 審議会は定期的を開催する。また、委員長は必要に応じて審議会を開催することができる。

2 審議会は、必要があると認めるときは、機構の役職員その他の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（定足数及び議決）

第8条 審議会は委任状を含めて委員の過半数が出席しなければ、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員で会議に出席した者の過半数をもって決定するものとする。ただし、可否同数のときは、委員長が決定する。

（調査）

第9条 審議会は、答申又は意見具申する上で参考となる事項について、必要に応じて調査することができる。

（事務）

第10条 審議会の事務は、安全研究・防災支援部門企画調整室が行う。

（雑則）

第11条 この達に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、部門長が審議会に諮って別に定めることができる。

附 則

この達は、平成26年1月31日から施行する。

附 則（平成26年5月15日 26（達）第25号）

この達は、平成26年5月15日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月30日 26（達）第175号）

この達は、平成27年4月1日から施行する。